

精神文化学会 規約

- 第1条 本会は、精神文化学会と称する。
- 第2条 本会は、精神文化研究の進展と精神性の向上に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。
- (1) 学術大会、研究会、講演会の開催
 - (2) 内外の研究者、表現者との交流
 - (3) その他の必要な事業
- 第4条 本会は、前々条の目的に賛同する者をもって会員とする。入会には理事会の承認を必要とする。
- 第5条 本会の会員は、会誌の配布を受けることができる。また学術大会において研究を發表し、会誌に寄稿することができる。ただし、掲載については審査を受けるものとする。
- 第6条 本会の会員は、下記の4種とする。
- (1) 学生会員
 - (2) 普通会员
 - (3) 賛助会員
 - (4) 名誉会員
- 第7条 本会に、以下の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 専務理事 1名
 - (3) 理事 5名以内
 - (4) 幹事 7名以内
 - (5) 監事 若干名
- 役員任期は3年とし、再任することができる。
- 第8条 本会に、名誉会長および顧問を若干名置くことができる。
- (1) 名誉会長は、多年会長として本会に貢献大であったものを、理事会の全員一致によってこれに推挙する。
 - (2) 顧問は、会長がこれを委嘱する。
- 第9条 理事は、理事会を構成し、総会の決議に従って本会の運営を図る。
- 第10条 幹事は、理事会によって任命され、本会の実務を担う。
- 第11条 本会は、毎年総会を開催し、会計報告、一般報告、役員改選その他、本会の目的達成に必要な事項の協議決定を行う。
- 第12条 本会の事業を行うために要する費用は、会費および寄付金をもって支弁する。
- 第13条 学生会員は年額2千円、普通会员は年額4千円、賛助会員は年額6千円の会費

を納入する。名誉会員は会費免除とする。

第14条 会費未納が2年連続に及ぶ場合、退会と見なす。

第15条 退会となった者が再入会を希望する場合、理事会の議を経て総会に諮る。その際、未納分を遡って支払うことを条件とする。

第16条 本会規約の改正は、理事会の議を経て総会の決議による。

附則 この規約は、2010（平成22）年9月11日から施行する。

この規約は、2011（平成23）年9月21日から施行する。

この規約は、2012（平成24）年9月22日から施行する。

この規約は、2013（平成25）年9月14日から施行する。

この規約は、2015（平成27）年9月19日から施行する。

この規約は、2017（平成29）年9月2日から施行する。

この規約は、2018（平成30）年9月1日から施行する。